学校法人昭和学院ガバナンス･コード
2025 年度点検結果

日本私立短期大学協会　私立大学・短期大学版　ガバナンスコード
【第 2 版】

目　　次

第１章　経営の安定性・継続性の確保 …… １頁

第２章　自律的なガバナンス体制の確立 …… 4 頁

第３章　教学ガバナンスの充実 …… 10 頁

第４章　情報の公開と公表 …… 17 頁

第１章　経営の安定性・継続性の確保

昭和学院短期大学（以下、「本学」という。）は、これまで建学の精神を堅持し、「グローバル時代に活躍するスペシャリストの育成」を掲げて特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきた。

この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要である。

第１章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項を示す。

１．経営と教学の連携・協力

（１）昭和学院（以下、「本法人」という。）は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する本学の教育目的を明示する。

＜確認項目＞

1)建学の精神を明示し、内外に周知している。

2)建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

本学は「明敏謙譲」の建学の精神をホームページの学校概要に明示し、併せて理事長と学長の教育方針を掲げている。また、公表情報「教育研究上の基礎的な情報」において次のように教育目的を明示し、内外に周知している。

建学の精神

明敏謙譲

- 「明敏」とは活力をもって未来を拓くこと
- 「謙譲」とは英知をもって社会に生きること

教育研究上の目的

○短期大学（学則第１条）

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「明敏謙譲」の教育理念のもと、職業または実際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

○学科・専攻（学則第５条）

◆人間生活学科

人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることの出来る人間の育成を目的とする。

◇人間生活学科キャリア創造専攻

キャリア設計を主体的に創造することができ、ビジネス社会に対応できる人材の育成を目指す。

◇人間生活学科こども発達専攻
人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。
◆ヘルスケア栄養学科
人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)
Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

（２）本法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

＜確認項目＞

1)学長等を理事として選任している。

2)本法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。

学長を理事として選任しており、ホームページ上に「役員名簿」として掲載している。また、学長は職務を確実に実行できるように組織・規則等を整備している。それらについては「昭和学院短期大学組織図」「学校法人昭和学院組織図」「学則」「規程」等をホームページ上に公表している。

令和７年度役員名簿
CAMPUSGUIDE 2025　38a186c84810cf0893ce394b9081e5ac.pdf　（学則・規程等）
2025 年度昭和学院短期大学　学内組織
cfa4f7be9f898624435e2fd9fc83bbb522490b442c402f81819dcfa76e8be5a4.xlsx
2025 年度学校法人昭和学院組織図　f8928344ed7a6363e2a52fabeaa86158.pdf

２．中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

（１）本法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として５年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

＜確認項目＞

1)原則として５年以上の中期的な計画を策定している。

2)中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。

3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。

4)中期的な計画には、教学、人事[1]、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。

5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

学校法人昭和学院 5 か年計画を策定しており、理事会、教授会、教育改革委員会、各学科・専攻で進捗状況をチェックし、役員等から教職員まで幅広く意見を集約している。計画には教学、人事、施設・設備、財務を盛り込み、毎年策定する事業報告書を踏まえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載し、短期大学基準協会から受けた令和 2 年度の評価結果を踏まえた内容を記載している。

・2025 年 3 月 21 日　理事会　「中期計画-令和６年 4 月から令和 12 年 3 月まで-」
「令和 7 年度事業計画　令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月

事業計画書令和 7 年度.pdf

・2025 年 5 月 24 日　理事会　「令和 6 年度事業報告」

事業報告書令和 6 年度.pdf

・2026 年 3 月 30 日　理事会　「学校法人昭和学院中期計画」、「令和 8 年度事業計画」
・2026 年 6 月 13 日　理事会予定　「令和 7 年度事業報告」
（上記 2 つは例年通りホームページに掲載予定）

３．危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

（１）本法人は、法令遵守のための体制を整える。

＜確認項目＞

1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。

2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。

3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。

4) 健全な本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

すべての教育活動、業務に関し、法令、寄付行為、学則等が遵守されるべく監事が監査し、理事会・評議員会で結果を報告するとともに、意見を述べている。また、法令、寄付行為、学則等の改正については、必要に応じて理事会、教授会等で審議し適切に対応している。教職員等は教授会、学科・専攻科会、センター、委員会等で説明を受け、教育・研究活動ならびに学校運営に法令違反がないように確認している他、公益通報窓口を事務部に設け、通報者の保護を図る体制を整備している。さらに、ハラスメント等の要因に対しては、就業規則

に定め、防止に努めるとともに厳正に対処している。

・監査報告書

R6_監事-監査報告書.pdf

監査報告書 R7 については 2026 年 7 月にホームページに掲載予定

・昭和学院短期大学規程集　2025 年度

・昭和学院就業規則

４．地域貢献

（１）本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

＜確認項目＞

1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えている。

2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

本学は市川市と包括連携協定を結び、また市内 5 大学及び市川市、商工会議所等と大学コンソーシアム市川産官学プラットフォームを組織し、活発に活動を行っている。ANA エアラインビジネスソリューション㈱、藤給食㈱、㈱国分、㈱マルエツ、ソニー・グローバルエデュケーション㈱等の企業とも連携している。また、学友会、奨学会（保護者会）、すがのべ会（同窓会）とも連携して教育研究活動を行っている。

いちかわ市民アカデミー講座、大学コンソーシアム市川昭和学院短期大学公開講座、科目等履修生、聴講生、履修証明プログラム等を実施し、地域社会に貢献している。教職員や学生は公開講座、学園祭、ボランティア、各種イベントを通じて地域・社会に貢献している。

第２章　自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要がある。

第２章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示す。

１．理事会機能の充実

（１）理事会は、本法人の最高意思決定機関である。本法人全体の運営に、すべ

ての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1)理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。

2)理事会は寄付行為の定めるところにより理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。

（注）「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。

3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、必要に応じて代表業務執行理事及び業務執行理事を任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。

4)理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。

5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。

6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

理事会は学校法人昭和学院の寄附行為の定めるところにより、学校法人の最高の意思決定機関として学校法人の業務を決定し、理事の職務を監督している。理事会は理事長が招集し、やむをえず欠席となる理事には、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得る等、適切に運営している。学校法人昭和学院が設置する各学校の長を理事に任じ、各専門分野においてその役割を果たし、理事会においては必ず報告を行っている。また、外部理事は理事会その他で意見を述べ、その意見を事業計画や事業の執行に取り入れている。理事に対しては研修や情報提供の機会を設けている。

（２）理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して本法人の職務を掌理する。

＜確認項目＞

1)理事長は、本法人を代表し、その業務を総理している。

2)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っている。

3)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。

4)理事は、本法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理

事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

私学法並びに学校法人昭和学院寄附行為の定めるところにより、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長の代理権限順位を明確に定め、理事は法令及び寄附行為を遵守し、適切にその職務を行っている。理事は善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。理事に対しては法人より利益相反取引に対する確認書をとる等、法令に基づき万事遺漏の無きよう適切な理事会運営を行っている。

（３）理事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）理事選任機関を設けている。

2）理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員の意見を聴いている。

3）寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。

4）理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①当該学校法人の設置する私立学校の校長

②選任の際、現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者

③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

5）理事長は、他の学校法人の理事長を２以上兼務していない。

6）理事は、他の学校法人の理事又は幹事を４以上兼務していない。

7） 理事は、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。また他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えていない。

8）理事の任期は、監事及び評議員の任期を超えていない。

9）理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。

10）外部理事を２人以上選任している。

寄付行為第７条により理事選任機関を設け、評議員会で選任している。理事は寄付行為の定めるところにより７名以上９名となっており、現在７名が選任されている。また、欠員が出た場合は速やかに補充している。理事は寄付行為第７条により学長、校長のうちから４名、評議員会において３名が選任されている。

理事長は他の学校法人の理事長を兼ねていない。理事は他の学校法人の理事または監事を４以上兼務していない。理事は他の２人以上の理事、１人以上の監事または２人以上の

評議員と特別利害関係を有していない。また、他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えていない。理事の任期は第 9 条に定められ、監事の任期（第 23 条）及び評議員の任期（第 32 条）を超えていない。また、外部理事を 2 人選任している。

２．監事機能の充実

（１）監事は、本法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、本法人としても適切な監査体制を整える。

＜確認項目＞

1)監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。

3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。

4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。

5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

監事は、寄附行為第 27 条により本法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行状況を監査し、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。

監事は善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任義務を負うことを理解しており、寄付行為では第 57 条で責任の免除、また第 58 条で責任限定契約について定めている。

理事の違法行為など差し止め請求権を寄付行為第 29 条に、また理事会招集請求権については第 27 条に定めている。

監事は理事会、評議員等の会議に出席をして意見を述べている。

法人は監事研修の機会を設け、情報提供を行っている。

（２）監事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)監事は、評議員会の決議によって選任されている。

2)監事を２人以上置いている。

3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。

4)監事は、本法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねていない。

5)監事は、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。

寄付行為第 21 条により監事は評議員会の決議によって 2 名選任されており、他の学校法人の理事または監事を 4 以上兼務していない。また、監事は本法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねていない。

監事は他の監事、評議員と特別利害関係を有していない。

３．評議員会機能の充実

（１）評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えるほか、法令に基づいた事項について意見の聴取を要する事項及び決議を要する事項について、諮問機関及び決議機関として重要な役割を担っている。この機能が十分果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1)次に掲げる事項について、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

①重要な資産の処分及び譲受け

②多額の借財

③予算及び事業計画の作成または変更

④役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更の支給の基準の策定又は変更

⑤収益を目的とする事業に関する重要事項

2）次に掲げる事項について、評議員会は決議している。

① 寄附行為の変更（軽微な事項は除く）

② 解散

③ 合併

3）理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合の手続きについて定めている。

1）と2）については寄付行為第 35 条に定めている。3）については寄付行為第 47 条に定めている。

（２）諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

＜確認項目＞

1)評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状

況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。

2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが学校法人昭和学院寄附行為第35条に明記され、周知されている。また、評議員に対して研修や情報提供の機会を設けている。

（３）評議員の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

①本法人の職員

②本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５年以上のもの

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2)本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。

3)本法人の職員の評議員の数は、評議員の総数の３分の１を超えていない。

4) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていない。

5) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している

評議員は私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところにより、適切な人材が評議員会において8名選任され、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、広範かつ有益な意見を述べ、もしくは諮問に応えている

理事の数は7名であり、評議員の数は理事の定数を超えている。

４．会計監査人について

（１）文部科学大臣所轄である本学は、会計監査人の選任が義務付けられており、適切に機能させる必要がある。

＜確認項目＞

1）会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理

事会に提出している。

2）本法人は、法令に基づき会計監査人が求める事項について、適切に報告している。

3) 会計監査人は、監事及び本法人担当者と連携し、適正な監査を行っている。

本学寄附行為第 53 条に会計監査人の職務等を定めており、適切に業務を遂行している。

（２）会計監査人の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）会計監査人は、法令に基づく資格を持つ者を評議員会が選任している。

寄附行為第 48 条により会計監査人は適切に評議員会が選任している。

第３章　教学ガバナンスの充実

短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在である。

学長は、本法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、本学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとする。

第３章では、本法人の設置する本学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示す。

１．本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

（１）本学は、本法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。また、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

＜確認項目＞

1)学習成果を明示し、内外に周知している。

2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

10

本学ホームページに学習成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明示し、内外に周知している。
教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

昭和学院短期大学教育方針(ポリシー)

本学では、建学の精神に基づき、以下の通り学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定める。

・ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

短期大学

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーが身についている
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術が身についている
思考力	知識・技術を活用して問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	知識・技術を活用し、実践のための応用力がある
向上心・責任感	自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

人間生活学科

教養科目、基礎科目、専門科目における高いレベルでバランスのとれた能力(知識・理解・技能・表現)と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲(思考・判断・関心・意欲・態度)とを自ら育み備えている

キャリア創造専攻

1．自らのキャリアを設計し、時代の変化に即応できる力を備えている（社会人基礎スキル、思考力）
2. 消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につけている（専門的知識・技術、コミュニケーション力、実践力、向上心・責任感）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	生活者・社会人としてグローバル社会の中でも通用する教養やマナーが身についている
専門的知識・技術	生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識。技術が身についている

思考力	専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる
コミュニケーション力	グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる
実践力	専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる
向上心・責任感	ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる

こども発達専攻

1．人間に関わる理論を学ぶことで、精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、 問題解決へ向けての応用能力を身につけている（社会人基礎スキル、思考力、コミュニケーション力）
2．こどもたちの個性や可能性を大切にして、人格形成にかかわる適切な指導や援助のできる 保育力および人の気持ちへの受容・共感・支持の態度を身につけている（専門的知識・技術、実践力、向上心・責任感）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーを身につけ、自己理解の上で自己表現ができ、保育現場の発展に役立つことができる
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術を身につけ、こどもたちの個性や可能性を大切にできる
思考力	人間が精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、知識・技術を活用して、子育てや子育ちの問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	こどもの心身の発達理解を下に、子どもや保護者の気持ちを理解し、他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	保育場面において、具体的な保育の構想計画を立てることができ、知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	保育者としての役割や保育・教育理念を理解し、自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

ヘルスケア栄養学科

1. 豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につけている（社会人基礎スキル、向上心・責任感）
2. 専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・技能を身につけている（専門的知識・技術、思考力、コミュニケーション力、実践力）

【学修成果】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	食・栄養分野に携わる社会人として必要な教養・マナーが身についている
専門的知識・技術	食・栄養分野における基本的な知識・技術が身についている
思考力	筋道を立てて物事を考え表現できることや知識活用して問題解決に向けて計画・準備できる
コミュニケーション力	問題解決に向けて協力して行動できる
実践力	食・栄養分野における専門知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	食・栄養分野の専門家としての社会的役割を理解し、責任ある行動が身についている

・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

人間生活学科
人間生活学科の教育課程として、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるための「教養科目」、 生活者として必要な本学科の基幹となる学問領域としての「基礎科目」、専攻の教育目的を達成するための「専門科目」を配し、より良い生活の実現を目指す総合力を養う

キャリア創造専攻
1．自己にあった学びを体系的にできるよう配慮し、ビジネスに必要な専門知識を身につけさせる
2．アクティブ・ラーニングによる学びを取り入れ、社会で求められるコミュニケーション力 や問題解決力に加えて、クリエイティブな力を身につけさせる

こども発達専攻
1．精神の発達、身体の発達に応じた科目をバランスよく配置して、個人の発達とともにその発達を支える社会との関連を学び、人間を総合的に観る能力を身につけさせる
2. 理論、演習、実習を 1 年次より有機的に配置して、2 年間の学びの中で、実体験を生かして理解を深め、専門職への意識の向上を図る

ヘルスケア栄養学科
1. 「専門基礎科目(必修)」で基礎的学力を養い、「専門科目(必修)」から「専門科目(選択)へと、段階を追った系統的な学習を通じて高度な専門的知識を修得させる
2. 「実験・実習・演習」に重点を置いた実践的な学びを通して、専門的技能を身につけさせる
3. 豊かな人間性を養うための「教養科目」と高度な知識や資格を取得するための「専門科目」 を置き、丁寧な個別指導を行い、個々の学生に適した学びを可能にしている

学修成果の評価については、成績と連動しておりルーブリック評価法を取り入れて行う。履修科目の単位認定に当たっては科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

・アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

人間生活学科
人間尊重の精神をもち、自らの生活の向上のために前向きに努力できる人、またはその意思のある人

キャリア創造専攻
1. 自身の将来に向けて目的意識を持ち、キャリアを構築する意思のある人
2. ビジネス・ファッション・ブライダル・フード・観光・エアライン・医療・教育・DX などの分野に興味・関心のある人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力(英語、数学、国語等)を身につけ、興味があることに一生懸命に取り組んだことがある人

こども発達専攻
1. こどもを含めたあらゆる人間関係に意欲を持って、柔軟に対応できる人
2. 人間生活を理解できる保育者となるための基本的資質(素直さ・明るさ・倫理観等)を持ち、弱者に寄り添うことのできる人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力(英語、数学、国語等)に加えて、社会生活を営むための基本的能力や自己管理能力を身につけている人

ヘルスケア栄養学科
1. 人の健康を食と栄養の面から支えるという目標を持ち、目標に向け努力を惜しまない人
2. 健康増進・医療・福祉に貢献できる、人間性豊かな人

高校での学びについて
高等学校卒業程度の基礎学力を身につけ、食や栄養の分野に関わる学びに興味がある人

（2）本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

＜確認項目＞

1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。

2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

3) 本法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、
認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

本学はこれまでに、平成 20 年、平成 25 年、令和 2 年に認証評価を受けている。また、毎年自己点検・評価を行い、本学ホームページ上に掲載している。学校法人昭和学院 5 か年計画の中で、短期大学に係る項目には評価機関の評価結果を踏まえた内容を記載している。

自己点検・評価報告書 － 昭和学院短期大学

２．学長のリーダーシップと教員組織の充実

（１）学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に本学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものである。

＜確認項目＞

1) 学長は、本法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。

2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

学長は昭和学院短期大学学長選考規程に基づき、理事会等で人物について慎重に審議し、的確な人材が選任されている。学長は「明敏謙譲」の建学の精神並びに教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。毎年 4 月の教授会において、建学の精神に基づく事業計画を審議し、建学の精神との整合性を確認している。

・昭和学院短期大学学長選考規程

・2025 年 4 月 1 日　2025 年度第 1 回教授会議事録

（２）学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。本学の向上・充実のために、本学の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

＜確認項目＞

1) 本学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。

2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこと

が必要なものとして学長が定めるもの

本学は法令に基づき下記の教員組織と事務組織を整備し、適切に運営している。

2025 年度教員組織

学科・専攻名		専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	非常勤	非常勤助手
		教授	准教授	助教	計	［イ］	［ロ］			
人間生活学科	キャリア創造専攻	4	1	1	6	4(2)	4(2)	0	20	1
	こども発達専攻	3	4	1	8	4(2)		1	9	
ヘルスケア栄養学科		4	1	2	7	4(2)		3	12	0
小計		11	6	4	21	12(6)	―	4	41	2
［ロ］						―	4(2)			
合計		11	6	4	21	12(6)	4(2)	4	41	2
構成割合(%)		52.4	28.6	19.0	100					

［イ］と［ロ］は短期大学設置基準第 22 条関係の別表第一による。

（　　）内の数字は教授の人数を示す。

2025 年度事務職員組織

	専任	兼任	計
事務職員	4	1	5
技術職員	0	0	0
図書館専門事務職員	1	0	1
その他の職員	0	2	2
計	5	2	8

教授会は学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他の重要事項について意見を述べ、学長はそれを聴いて最終的に決定している。

３．教職員の資質向上

（１）本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、本学は、教職員の資質向上に努める。

＜確認項目＞

1)教員に対するＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

2)事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等に対するＳＤ（スタッフ･ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

FD 活動及び SD 活動に関する規程を整備し、毎年数回開催し、その中のいくつかは FD・SD 活動として、学長を始め全教職員参加の下に開催されている。本学の組織は教職員協働体制が取られており、校務分掌に整備されている。

2025 年 4 月 1 日　教授会

2025 年度校務分掌

2025 年 4 月 1 日　教職員向けセキュリティ診断結果報告

2025 年 8 月 2 日　2025 年度大学コンソーシアム市川第 1 回共同 FD 研修会「教育 DX 時代に求められ宇授業設計」

2025 年 9 月 24 日～10 月 6 日　2025 年度大学コンソーシアム市川第 2 回共同 SD オンデマンド研修会「地域連携・産業界との連携を取り入れている授業の事例紹介」

第４章　情報の公開と公表

本法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第４章においては、公開及び公表(注)情報とその運用について示す。

（注）「公開」は、本法人や本学が請求に応じ、交付又は閲覧によりその情報を開示すること。「公表」は、何人も情報を入手できるよう、自ら情報を提供すること。

１．情報公開と発信

（１）本法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後３か月以内に計算書類その他資料の作成等を行い、情報の公開又は公表ができるようにする。

＜確認項目＞

1)本法人は、法令に基づき、下記の情報を作成している。

①寄付行為

②計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書）

③監査報告、会計監査報告

④財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準）

2) 1) の情報について、法令に基づき、各事務所に備えて置き、請求があった場合には公開している。

3) 本法人は、法令に基づき、1) の情報をインターネットの利用により公表している。

4) 本法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。

5) 本法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。

学校法人昭和学院は法令に基づき、ホームページ上に１）の内容を公表している。寄附行為については最新のものを、また他のものは過去５年間、法人事務局に据え置き、請求があった場合は閲覧できるようにしている。なお決算報告書については令和６年度のものを、他のものについては最新のものをホームページに掲載している。本学院は設立時の財産目録を備えて置いている。なお、学校法人が出資する会社はない。

公開情報 | 昭和学院法人サイト（showa-gkn.ed.jp）

（２）本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

＜確認項目＞

1) 本学は、下記の情報を公表している。

①本学の教育研究上の目的及び ⅰ）卒業認定・学位授与の方針、ⅱ）教育課程編成・実施の方針、ⅲ）入学者受入れの方針

②教育研究上の基本組織

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等

⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用

⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

①から⑨については本学ホームページその他で公表している。

・昭和学院短期大学の教育研究上の目的及び ⅰ）卒業認定・学位授与の方針、ⅱ）教育課程編成・実施の方針、ⅲ）入学者受入れの方針：
教育方針と沿革｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp）

・教育研究上の基本組織

18

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（キャリア創造専攻）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（こども発達専攻）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

Ⅱ-1 教員組織、各教員が有する学位及び業績（ヘルスケア栄養学科）｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等

Ⅱ-2 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在籍者数、卒業者数、進学者数、就職者数｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

CAMPUSGUIDE2025　38a186c84810cf0893ce394b9081e5ac.pdf

2025 年度シラバス - 昭和学院短期大学

・学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

Ⅱ-4 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

施設紹介｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用

Ⅰ．教育研究上の基礎的な情報｜学校概要｜昭和学院短期大学（showagakuin.ac.jp)

・私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

Ⅱ-5 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援｜学校概要｜昭和学院短期大学(showagakuin.ac.jp)